



アスモ新聞はアスモのホームページ www.asumo-kaigo.jpからご覧いただけます。上記のアドレスか【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。



代表取締役 花堂浩一

「一枚の葉っぱ」

株式会社いろどりという会社をご存知でしょうか？10年以上前、あるセミナーで、「紹介がありそれ以来注目している会社なのですが、最近テレビでもよく取上げられ、葉っぱビジネスの会社と言えばなじみがあるかもしれません。」

人口わずか2000人、高齢化率47%、総面積の約90%が山林の小さな町、徳島県上勝町（かみかつちよう）。そこにはなんと年収500万円を超えるおばあちゃん達が大勢いて、なかには年収1000万円というおばあちゃんもいます。

料亭や寿司屋で、飾りとして使われる「つまもの」の葉っぱを採取し出荷する葉っぱビジネスで、その種を播いたのは、昭和54年農協の指導員として上勝町に赴任してきたひとりの男性職員でした。山で採れるもみじの葉などを料理の「つまもの」として出荷し、売上げ2億5000万円を上げる第三セクター。町で知らない人がいない、横石二氏（当時48歳）こそ、葉っぱで町を変えた魔法使いだ。



葉っぱで何が変わったのか。

葉っぱビジネスをはじめて二十数年がたった今、少子高齢化問題、医療費問題、年金問題、介護問題、環境問題……、現代の日本を騒がすこれらの問題が、この町から消えたのです。



「忙しくて、風邪ひいてるひまなんてないよ」、「仕事が楽しくて仕方ないおばあちゃん達は健康になった。高齢化率が全国平均の2倍であるにもかかわらず、寝たきりの人がほとんどいない。忙しいときは、家族で協力しあつて作業をし、家族の仲も良くなり、稼いだお金で家を建て替え、都市に出て行った息子夫婦や孫がUターンしてきた。荒地にはもみじなどが植えられ、町の景観もよくなった。たかが葉っぱ、されど、町を変えた魔法の葉っぱなのだ。」

菖蒲増喜子さん（当時82歳）は、パソコンを器用に操作し、自分が出荷した葉っぱの出荷量や売上げ順位を確認して、次の日の出荷予定量を計算したりもする。葉っぱの出荷農家は190世帯、平均年齢は70歳。主力はおばあちゃん達だ。94歳で木に登るおばあちゃんだつて

いる。横石氏は「80歳のいまよりも、いろどりを始める前の60代のときのほうがよっぽど老けて見えましてねえ。脳を使っているから若返るんですよ」

みかんと材木で細々と暮らしていたこの町には、農村特有の負け組意識が広がっており、補助金をあてにして、雨が降れば朝から酒を飲み、お互いの悪口をいい合う始末。町民の顔からは笑顔が消えていた。そこへ1981年の大寒波で町の主力作物のみかんが破壊的ダメージを受けた。

「こんな町の現状をなんとか打破したいと考えていた折、大阪の料亭で、横石青年はある出来事に遭遇する。となりのテーブルの若い女性たちが、料理に添えられた青もみじの葉っぱを手にとり「これかわい〜」と、ハンカチに包んでもって帰ろうとしていたのだ。

「これだ！山ばかりの町には、葉っぱなんて山ほどある」。そこから葉っぱビジネスを思いついたのだ。はじめは、「頭がおかしいんじゃないか」と批判していた町の人たちも、私費を投じて日々料亭に通い、つまもの研究を重ねる横石青年の熱意に打たれ、徐々に葉っぱビジネスに賛同していった。

彼は何年もかけて地道に販路を開拓するとともに、お年寄りを京都の有名な料亭に連れて行ったり、料理人を招いて葉っぱがどのように使われているのかという講習会を開いたり、町の人に葉っぱの価値を知らしめていった。関心が高くなることで出荷農家も急増した。そしていまでは、町を代表する産業になった。横石氏はいく「もし葉っぱビジネスがなかったら町はなくなっていたでしょうね」と。1枚の青もみじの葉っぱが、町を救ったのだ。

私自身、長く介護事業に携わってきて、今強く感じることは介護や福祉を充実させることはもちろん大切なことだと思えます。しかしより以上に感じることは、どうしたら「高齢者やご利用者の方々」が元気にそして生きがいを持って過ごすことができるかということなんです。その大きなヒントが今回のお話にはあるのではないのでしょうか？地域の「高齢者や当社のヘルパーの皆さんが長くお仕事ができ、元気に過ごすことができる町づくりのお手伝いをしていきたいと思えます。」

平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかのお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、先月号の紙面より「暮らしと相続の相談窓口」を運営されている司法書士門脇法務事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

Q.遺言書を書いてもらうにはどうしたらいいでしょうか？

A.成年後見制度を利用すると、本人の財産は家庭裁判所の監督下に置かれ、投資や無償譲渡など、本人の財産が減少するような行為は基本的には出来なくなります。もともと成年後見制度が本人の財産を守る制度である以上当然と言えば当然ですね。ただ、拘り定規にこれを適用すると、本人や本人の家族が不利益を被ることになることもあります。具体的には以下のようなケースがあります。

- ①生前贈与……………相続税対策などでよく利用されますが、本人の財産が減ることになりますので、基本的にできなくなります。
- ②保険契約……………火災保険、損害保険は、本人の利益のためであれば可能ですが、生命保険は通常遺された家族のために保険金が支払われますので、新規に契約することは難しくなります。
- ③自宅の建て替え………自宅が老朽化して地震などの際に危険だということであれば、建替えることはできます。しかし、賃貸併用住宅を建てる場合はかなり制限があります。
- ④土地の無償貸与………親族にタダで土地を貸し、そこに建物を建てることはよくあると思いますが、これも基本的にはできません。ただし、親族が地代を払うなど、本人の利益になるものであれば認められる可能性もあります。
- ⑤不動産売却……………自宅を売却する場合には家庭裁判所の許可が必要になります。金額の妥当性や本人の居住場所の確保など、本人に不利益がないように厳格に審査されます。収益物件などの居住用ではない不動産の場合は、自宅ほど厳格ではありませんが、価格の妥当性などは求められます。

いかがでしょうか？最近では成年後見制度の不都合な点に関する相談が増えています。ただし成年後見制度は始まってしまうと後戻りができません。ご家族みんなで本当に後見制度が必要なかどうかをきちんと考えていくことが望ましいですね。

ご相続の準備や成年後見制度についてのお問い合わせはこちらにご連絡ください。「アスモさんの紹介で」と言っておくとご相談は無料になります。

東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号
 伊地智ビル1階
 「暮らしと相続の相談窓口」
 司法書士門脇法務事務所
 電話03-5429-1096

明日も笑顔

アスモ シニアハウスコム

提携店ISOX

0120-5318-77

こんにちは。相談員の小川です！今回は、施設見学時に活用できる、チェックポイントをまとめてみました！

施設で働く職員や入居者を観察してみましょう。

施設内での環境や料金を確認しておきましょう。

施設の設備や交通手段を確認しておきましょう。

相談員の対応

- ☆良くない
- ☆☆あまり良くない
- ☆☆☆普通
- ☆☆☆☆良い
- ☆☆☆☆☆大変良い

食事

- ☆良くない
- ☆☆あまり良くない
- ☆☆☆普通
- ☆☆☆☆良い
- ☆☆☆☆☆大変良い

建物・設備

- ☆良くない
- ☆☆あまり良くない
- ☆☆☆普通
- ☆☆☆☆良い
- ☆☆☆☆☆大変良い

入居者の雰囲気

- ☆良くない
- ☆☆あまり良くない
- ☆☆☆普通
- ☆☆☆☆良い
- ☆☆☆☆☆大変良い

介護体制

- ☆良くない
- ☆☆あまり良くない
- ☆☆☆普通
- ☆☆☆☆良い
- ☆☆☆☆☆大変良い

交通の利便性

- ☆良くない
- ☆☆あまり良くない
- ☆☆☆普通
- ☆☆☆☆良い
- ☆☆☆☆☆大変良い

施設内職員の対応

- ☆良くない
- ☆☆あまり良くない
- ☆☆☆普通
- ☆☆☆☆良い
- ☆☆☆☆☆大変良い

料金設定

- ☆良くない
- ☆☆あまり良くない
- ☆☆☆普通
- ☆☆☆☆良い
- ☆☆☆☆☆大変良い

施設見学時に各項目のどの部分に当てはまるかチェックしてみてくださいね！